

D 1 - 1 5
5 年 保 存 (常)
(令和8年12月31日まで)
F N . D 1 - 2 - 0
鹿 交 企 第 2 2 2 号
令 和 3 年 1 2 月 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 企画指導係 TEL XXXXXXXXXX

安全運転管理者，副安全運転管理者の選任等の届出に関する事務処理要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。），道路交通法施行令（昭和35年政令第270号），道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任等の届出については，「安全運転管理者等の選任等の届出に関する事務処理要領について（通達）」（令和3年1月6日付け鹿交企第4号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが，令和4年1月4日から，安全運転管理者等の選任等の届出を警察行政手続サイトで可能とする運用を開始することとなった。

これに伴い，安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の交付を廃止するなど，下記のとおり本事務処理要領を一部改正したので，所属職員に周知徹底するとともに，事務処理に誤りのないようにされたい。

なお，この通達は令和3年12月10日から施行し，旧通達は令和3年12月9日限り廃止する。

記

第1 選任届出の取扱い

1 安全運転管理者等に関する届出書（選任）の受理

(1) 届出書（選任）の審査及び受理

警察署長は，規則第13条第1項及び第2項に規定する安全運転管理者等の選任の届出があったときは，安全運転管理者に関する届出書（規則様式第10号。以下「正届出書」という。）又は副安全運転管理者に関する届出書（規則様式第11号。以下「副届出書」という。）の資格要件等の内容について規則第13条第3項の各号に規定する添付書類により審査し，安全運転管理者等として要件を具備する場合は，受理するものとする。

なお、資格要件である運転管理経験のない者には資格認定申請書（規則様式第16号）を提出させ、警察署長は、職務上の地位、年齢、運転経歴、違反歴等を審査し、安全運転管理者等として資格及び能力があると認められる者について受理するものとする。

(2) 安全運転管理者等の住所が遠隔地の場合

安全運転管理者等の資格要件に住所地の制限はないが、その住所が事業所と遠隔地である場合は、適切な安全運転管理業務に支障を来すおそれがあることから、当該届出については、安全運転管理者等の勤務形態や通勤状況を確認した上で受理するものとする。

(3) 届出書（選任）に不備があった場合の措置

安全運転管理者等として資格要件を具備しないと認めた場合は、他の適任者を選任して届出をさせるとともに、正届出書又は副届出書の記載漏れ及び添付書類の不備がある場合は補正等を求めるものとする。

(4) 届出書（選任）受理後の措置

警察署長は、届出を受理したときは、届出書の右上部余白に、文書受付印を押印し、受理日、事業所名等の必要事項を届出受理簿（別記第1号様式）に記載し、交通事故情報管理システムにより、正届出書又は副届出書の記載事項を登録するとともに事業所コードを付与後、選任届出書等送付書（別記第2号様式）に、正届出書又は副届出書及び添付書類（以下「届出書類」という。）を添えて、速やかに、交通企画課長に送付するものとする。

なお、提出を受けた2通の正届出書又は副届出書のうち、1通は警察署で保管すること。

(5) 安全運転管理者等の選任届出に必要な書類（届出書類）

ア 安全運転管理者

安全運転管理者の選任届出に必要な書類は別表第1のとおりであり、資格要件欄の区分により、左欄に掲げる書類及び通数を提出させるものとする。

イ 副安全運転管理者

副安全運転管理者の選任届出に必要な書類は別表第2のとおりであり、資格要件欄の区分により、左欄に掲げる書類及び通数を提出させるものとする。

ウ 資格認定申請書の取扱い

公安委員会の資格の認定を受けようとする者は、資格認定申請書を公安委員会に提出し、認定を受けた後、資格認定書（規則様式第17号）の交付を受け、その写しを添付することとされているが、運用として選任届出と同時に資格認定申請書を提出させ、資格認定を行うことができるものとする。

(6) 届出書類の内容審査等

ア 正届出書又は副届出書

(ア) 安全運転管理者等の資格の有無（府令第9条の9第1項及び第2項）

添付書類等を参考に資格の有無を審査するものとする。

(イ) 記載事項の審査

選任届出日（受理日を記載）、職務上の地位、安全運転管理者の略歴及び運転者数欄については、特に記載漏れ等の不備がみられるので、確実に内容を審査するものとする。

イ 資格認定申請書

職務上の地位、年齢、運転経歴、違反歴、職場において安全運転管理の業務を実際に行っているかなどを勘案の上、審査するものとする。

2 安全運転管理者等認定簿での受理並びに資格認定書の作成及び交付

(1) 交通企画課長は、送付された届出書類を審査後、その者が安全運転管理者等として要件を具備しているときは、安全運転管理者等認定簿（別記第4号様式）で受理し、資格認定申請書を提出した者については、資格認定書を作成の上、資格認定書送付書（別記第5号様式）により警察署長に送付するものとする。

(2) 警察署長は、資格認定書の送付を受けたときは、届出受理簿に受領日を記載し、速やかに届出者に交付するものとする。

なお、交付の際は、届出受理簿に受領者の氏名、交付日及び交付者を記載して決裁を受けること。

第2 解任届出の取扱い

警察署長は、安全運転管理者等の届出書（解任）を受理したときは、次により、処理するものとする。

1 選任替えによる解任届出の場合

新たに選任された安全運転管理者等の正届出書又は副届出書の⑩の欄に被解任者の氏名を記載した届出書及び選任届出書等送付書（「選任替え」欄（4(1)）に解任する安全運転管理者等名を記載）により、交通企画課長に送付するものとする。

なお、新たに選任された安全運転管理者等については、第1の選任届出の取扱いに基づき修正登録するものとする。

2 事業所の廃業又は自動車の台数減少に伴う解任届出の場合

安全運転管理者等の正届出書又は副届出書の⑩の欄に解任年月日及び被解任者の氏名、解任事由を記載し、自動車の台数減少に伴う解任の場合は⑨の欄に自動車台数も記載した届出書及び選任届出書等送付書（4(2)「廃業等」欄に解任する安全運転管理者名等を記載）により、交通企画課長に送付するものとする。

3 交通企画課長は、2の解任届出に伴う選任届出書等送付書を受理した場合は、交通事故情報管理システムにより削除登録を行うものとする。

第3 変更届出の取扱い

警察署長は、規則第15条に規定する正届出書又は副届出書の記載事項変更

伴う規則別記様式第14号の変更に関する届出書を受理した場合（副安全運転管理者の選任に必要な台数に満たなくなったときを含む。）は、届出内容を審査後、交通事故情報管理システムに変更事項を登録し、速やかに交通企画課長に送付するものとする。

なお、自動車台数の変更で安全運転管理者の選任に必要な台数に満たなくなったときは、第2の2に基づき処理するものとする。

第4 郵送による届出の受理等

1 第1, 第2, 第3の取扱いについては、郵送による届出も受理することとするが、この場合、費用の全ては届出者の負担とする。

郵送による届出を希望する者は、別表第3のとおりあらかじめ管轄警察署に事前に電話連絡してから、届出書類を郵送することとするので、電話を受けた際は、必要書類や書類作成上の留意事項について教示すること。

2 届出者が資格認定書の郵送での交付を希望する場合は、返信に必要な郵便料金に相当する切手（送達過程が記録される書留を推奨）を貼付し、宛先等を記載した返信用封筒を届出者に用意させること。

郵送による交付の場合、届出受理簿の資格認定書受領者欄には、郵送方法等を記載すること。

第5 安全運転管理者等の選任届出に係る受理証明の取扱い

警察署長は、安全運転管理者等が属する事業所の使用者（以下「使用者」という。）が行った安全運転管理者等の選任届出に係る受理の証明を求める願出があったときは、次により処理するものとする。

1 証明事務の担当係

願出の受付及び証明書が発給に係る事務処理は、安全運転管理業務を担当する係（以下「担当係」という。）において行うものとする。

2 願出者

願出者は、原則として、証明を求める使用者又は使用者が選任したことを届け出た安全運転管理者等とする。

3 証明事項

当該警察証明は、使用者から安全運転管理者等の選任に関する届出があったことを証明する「受理証明」であることを認識の上、事務処理に当たること。

証明する事項は、次のとおりである。

- (1) 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
- (2) 使用の本拠の名称、位置
- (3) 安全運転管理者等の氏名
- (4) 届出年月日

4 願出の受付

担当係は、願出者から証明書発給の願出があった場合、安全運転管理者等の選任届出受理証明願出書（別記第6号様式。以下「願出書」という。）により受理するものとする。ただし、願出者が証明書の発行を求めず、届出の

有無についての教示のみで足りる旨申し出た場合には願出書の作成は不要とし、安全運転管理者等の選任届出受理証明記録簿（別記第7号様式。以下「記録簿」という。）の証明方法の欄にはその旨を記載すること。

なお、願出の受理に当たっては、願出者に運転免許証、旅券、マイナンバーカード等の身分証明書類の提示を求め、身分確認を確実に行うこと。

5 証明事務の手続

(1) 担当係は、証明が可能であると認めるときは、記録簿に証明番号、受付日、願出者の氏名等を記入した後に、当該願出書の証明欄に証明番号、証明者を記載の上、その写しにより、警察署長の決裁を受けること。

なお、証明番号については、当該記録簿の番号に、鹿児島県警察文書管理規程（平成13年鹿児島県警察本部訓令第18号）第23条に規定する所属記号を用いることとし、決裁を受けた当該願出書の写しについては、担当係において保管すること。

(2) 担当係は、警察署長の決裁後、願出書の証明欄に証明年月日を記入後、公印を押印し、記録簿に証明年月日、取扱者名等の必要事項を記入した後、当該願出書を願出者に交付すること。

なお、証明年月日は、警察署長の決裁日とする。

(3) 幹部派出所において証明の願出があった場合には、当該願出書を鹿児島県警察WANシステム等で担当係へ送信し、担当係において送信を受けた願出書の写しにより、(1)の手続を行うこと。

担当係は、警察署長決裁を受けた後、記録簿に証明日、取扱者名等の必要事項を記載した上で、幹部派出所へ証明番号、証明年月日等を連絡すること。

(4) 幹部派出所は、担当係から連絡を受けた証明番号、証明年月日等を願出書に記入の上、公印を押印して願出者に交付すること。

なお、当該願出書の写しについては担当係へ送付し、担当係において保管すること。

第6 交通事故情報管理システムの情報の管理

1 登録事務における個人情報の取扱いに当たっては、鹿児島県警察が定める個人情報の取扱いに関する規定により、その安全の確保に努めなければならないものとする。

2 交通事故情報管理システムに登録された安全運転管理者等のデータ（以下「安全運転管理者等名簿」という。）を毎年4月1日時点で各警察署において出力するものとする。

なお、交通企画課長及び警察署長は、安全運転管理者等名簿の管理を徹底し、個人情報の適正な取扱いを期するものとする。

第7 関係簿冊等の備付け

交通企画課及び警察署に、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

1 交通企画課

(1) 安全運転管理者等届出書

- (2) 選任届出書等送付書
- (3) 安全運転管理者等認定簿
- (4) 安全運転管理者等名簿

2 警察署

- (1) 安全運転管理者等届出書
- (2) 届出受理簿
- (3) 資格認定書送付書
- (4) 安全運転管理者等の選任届出受理証明願出書
- (5) 安全運転管理者等の選任届出受理証明記録簿
- (6) 安全運転管理者等名簿

別表第1（第1関係）

安全運転管理者の選任届出に必要な書類

	書類	様式	資格要件			
			2年以上の運転管理の経験がある者	1年以上の運転管理の経験がある者	公安委員会が認定を受けた者のうち公安委員会の認定を受けた者	左記以外の者
1	正届出書	規則別記様式第10号	2通	2通	2通	2通
2	住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し		1通	1通	1通	1通
3	運転記録証明書		1通	1通	1通	1通
4	運転管理経歴証明書（2年以上証明）	別記第3号様式	1通			
	運転管理経歴証明書（1年以上証明）			1通		
5	教習修了証書の写し	規則別記様式第15号		1通		
6	資格認定書の写し	規則別記様式第17号			1通	
7	資格認定申請書	規則別記様式第16号				1通

- 備考 1 運転管理には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験に限定されず、運転者を直接又は間接的に管理した経験があれば、その経験年数を含む。
- 2 「住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し」とは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあつては、旅券の写し）、法第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の写しをいう（規則第13条第3項第1号）。
- 3 「住民票の写し」は、届出前6月以内に作成されたもので、複写（コピー）したものは不可とする。ただし、警察行政手続サイトによる届出については、この限りではない。
- 4 「運転記録証明書」とは、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの（過去3年以上又は5年以上のものに限る。）で、届出前3か月以内に作成された原本をいう（規則第13条第3項第4号）。ただし、警察行政手続サイトによる届出については、複写（コピー）でも可とする。
- 5 「左記以外の者」とは、運転管理経験がない者や運転管理経験が2年に満たない者等で、公安委員会の資格認定を受けようとする者が該当する。

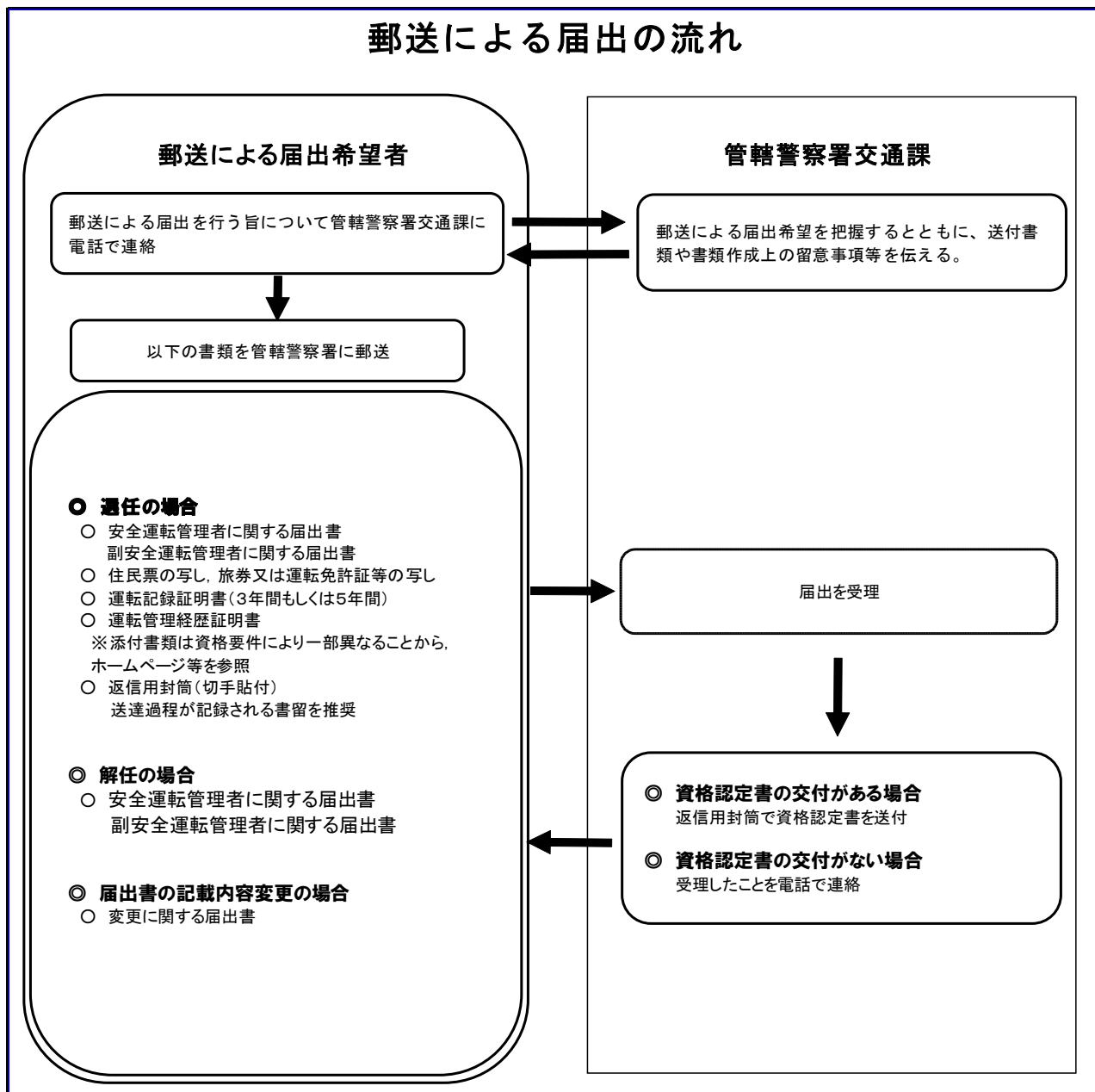
別表第2（第1関係）

副安全運転管理者の選任届出に必要な書類

	書類	様式	資格要件			
			1 運 年 以 上 の 管 理 者 の 経 験 が	上 験 自 の 期 動 車 が の 3 運 年 以 経	定 公 を 安 委 受 員 け た 会 の 認	左 記 以 外 の 者
1	副届出書	規則別記様式第11号	2 通	2 通	2 通	2 通
2	住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し		1 通	1 通	1 通	1 通
3	運転記録証明書		1 通	1 通	1 通	1 通
4	運転管理経歴証明書（1年以上証明）	別記第3号様式	1 通			
5	運転の経験期間を証明する書類（3年以上証明）			1 通 (運転免許証の写しがない場合)		
6	資格認定書の写し	規則別記様式第17号			1 通	
7	資格認定申請書	規則別記様式第16号				1 通

- 備考 1 運転管理には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験に限定されず、運転者を直接又は間接的に管理した経験があれば、その経験年数を含む。
- 2 「住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し」とは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあっては、旅券の写し）、運転免許証等（第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書。以下同じ。）の写しをいう（規則第13条第3項第1号）。
- 3 「住民票の写し」は、届出前6月以内に作成されたもので、複写（コピー）したものは不可とする。ただし、警察行政手続サイトによる届出については、この限りではない。
- 4 「運転記録証明書」とは、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの（過去3年以上又は5年以上のものに限る。）で、届出前3か月以内に作成された原本をいう（規則第13条第3項第4号）。ただし、警察行政手続サイトによる届出については、複写（コピー）でも可とする。
- 5 運転の経験期間を証明する書類とは、運転免許証等の写し、自動車安全運転センターが発行する運転免許経歴証明書等で運転経験期間が確認できるもの。
- 6 「左記以外の者」とは、運転管理経験がない者や運転管理経験が1年に満たない者等で、公安委員会の資格認定を受けようとする者が該当する。

別表第3（第4関係）



別記
第1号様式（第1，第4関係）

届 出 受 理 簿

年

決 裁				受 理 番 号	受 理 日	事 業 所 名		本部への	本部からの	交 付 日	資 格 認 定 書 受 領 者
署 長	副 署 長 次 長	課 長	代 理		受 理 者	事業所コード	安全運転管理者等名	送 付 日 送 付 者	受 領 日 受 領 者	交 付 者	
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					
					月 日			月 日	月 日	月 日	
						A					

第2号様式（第1，第2関係）

選任届出書等送付書

1	年	保	存
(年	月	日まで)
F N . D 1 - 2 - 4			
			第 号
年		月	日

本部長 殿

署 長

安全運転管理者等の選任（解任）届出書の送付について
 別添のとおり下記事業所から，安全運転管理者等の選任（解任）届出がなされ，審査した結果，下記のとおりであるので，送付する。

記

- 被選任者は，道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9に規定する資格要件を具備し，欠格事由等に該当する者ではない。
- 鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）第13条に規定する届出書類は，全て具備しており，真正に作成されたものであると認められる。

3 選任届

事業所名	コード	安全運転管理者	副安全運転管理者名

4 解任届

(1) 選任替え

事業所名	コード	安全運転管理者名	副安全運転管理者名

(2) 廃業等

事業所名	コード	安全運転管理者名	副安全運転管理者名	解任理由

運 転 管 理 経 歴 証 明 書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

職務上の地位

上記の者は、 年 月 日から

当 において、自動車の安全運転管理の業務に
従事し、 2年・1年 以上の経験を有していることを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

法人の場合は名称
及び代表者名

備考 安全運転管理者は2年以上、副安全運転管理者は1年以上のにレ印を記入すること。

第4号様式（第1関係）

安全運転管理者等認定簿

年

認定 番号	署名	安全運転管理者名	事業所名	選任別	管理 経験	資格 認定
	受付日	生年月日				
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無
	月 日	. .		新規・再 選任替	有 無	有 無

第 6 号様式 (第 5 関係)

安全運転管理者等の選任届出受理証明願出書

年 月 日

警察署長殿

(願出者)

住 所

氏 名

(法人の名称及び代表者氏名)

生年月日

連 絡 先

下記の者は、当 〇 の 安全運転管理者 〇 として
副安全運転管理者 〇
選任の届出がされていることを証明願います。

記

届出者の氏名 (法人の名称及び代表者氏名)	
使用の本拠の名称, 位置	
安全運転管理者等の氏名	
届出年月日	

証第 号

上記の者は、安全運転管理者 〇 として選任の届出がなされていることを
副安全運転管理者 〇
証明します。

年 月 日

警察署長 印

第7号様式（第5関係）

安全運転管理者等の選任届出受理証明記録簿（ 年）

証明番号	受付日	願出者の住所・氏名等	証明日 交付日	取扱者	事業所コード	証明方法
(記載例) ●交証 第●●号	●/●	●●市●●丁目●番●号 ●●●● (安全運転管理者) ----- 身分確認：運転免許証	●/● ----- ●/●	●●	A●●●●●●●●	有無のみ 回答
(記載例) ●交証 第●●号	●/●	▲▲郡■●町●●●番地 ●●●● (副安全運転管理者) ----- 身分確認：マイナンバーカード	●/● ----- ●/●	●●	A●●●●●●●●	証明書 発行
交証 第 号		----- 身分確認：	-----			
交証 第 号		----- 身分確認：	-----			
交証 第 号		----- 身分確認：	-----			
交証 第 号		----- 身分確認：	-----			
交証 第 号		----- 身分確認：	-----			